

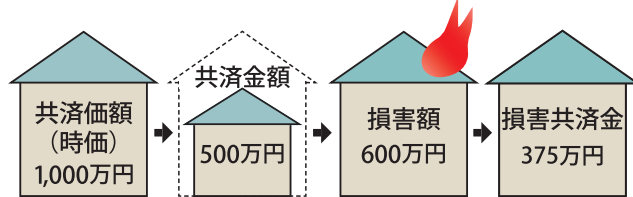
火災共済

突然の事故・災害からあなたの暮らしを守ります

ご契約金額は時価いっぱいにご加入ください いずれの場合も、ご契約金額が上限です

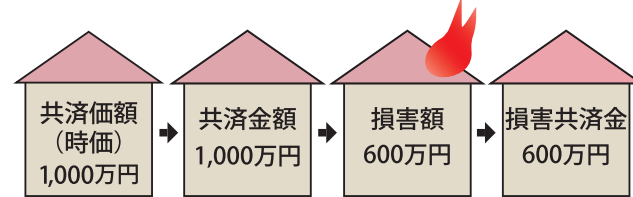
1 ご契約金額が時価額より少ない場合 ※1

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額(時価)} \times 80\%} = \text{損害共済金}$$



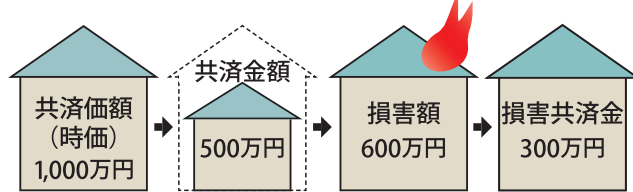
2 共済金額が共済価額(時価)と同じ場合

$$\text{損害額} = \text{損害共済金}$$



※1 普通火災共済、普通火災共済Ⅱの非住宅物件の場合は下記のとおりとなります。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額(時価)}} = \text{損害共済金}$$



用語について

- 損害額…修復費用(組が認めたもの)から減価償却分を差し引いた金額です。
- 減価償却…「経年・使用による減価」を減価償却といいます。
- 共済価額(時価)…再築費、再購入価格から使用による減価償却(消耗分)を控除して算出した金額です。
- 共済金額…ご契約いただき、当組が補償する金額の上限です。
- 損害(水害)共済金…万一の事故の際、お支払いする金額です。

共済金をお支払できない主な場合

- 共済契約者、被共済者、共済金受取人、それらの法定代理人の故意、重大な過失、法令違反
- 火災等の事故の際の紛失、盗難
- 戦争、内乱、暴動等
- 核燃料物質などによる事故
- 地震、噴火、津波(地震等が原因で発生した火災(延焼・拡大を含む)や、火元の発生原因のいかんを問わず、地震等で延焼・拡大した損害を含む)ただし地震火災費用共済金を支払う場合を除く
- 電気的事故による炭化または溶解の損害
- 発酵または自然発酵の損害
- 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
- 亀裂、変形等による損害など

取扱代理所

自然災害の損害から除外する物件

自然災害(風災・ひょう災・雪災・水災※)の損害から除外する物件

- 門、塀、垣、その他の付属工作物(取付け支柱・金具等含む)
 - 建物に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物(収容物を含む)
 - 看板、ネオン、冷暖房室外機、太陽光発電(屋根据置型)、エコキュート、温水器、アンテナ、日除け、その他屋外設備・什器(取付け支柱・金具等含む)
- 上記物件に損害が発生しても支払対象になりません。普通火災共済Ⅱにご加入の場合、自然災害の損害は、補償の対象になりません。
※「水災」は総合火災共済加入の方のみ対象です。

ご注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については、代理所または当組合までご照会ください。
- 当組合では火災共済にご契約の際、重要事項説明書をお渡ししています。重要事項説明書では個人情報の取扱、ご契約時、ご契約後、事故時などの重要な事項についてご説明させていただいておりますので、ご一読のうえ、お申込ください。
- 建物、家財、設備、什器、商品などの共済金額は共済価額(時価)いっぱいにお決めください。共済金のお支払は、共済価額(時価)と共済金額との割合をもとに算出されますので、共済金額が共済価額(時価)より少ない場合、事故が発生しても損害額の全額をお支払できない場合があります。
- 建物のみのご契約では建物内の収容物(家財、設備、什器等)の補償はされませんので、ご契約時にご注意ください。

 **みえ共済** 三重県中小企業共済協同組合

- 本部・津営業所／津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL (059) 228-7128 FAX (059) 225-9226
<https://www.kenkyosai.or.jp>
- 四日市営業所／四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL (059) 353-0810 FAX (059) 352-8276
- 東紀州営業所／尾鷲市朝日町14-45 尾鷲商工会議所4階
TEL (0597) 23-2949 FAX (0597) 23-2952

補償内容について

「みえ共済」の3つの火災共済

○：補償します ✕：補償しません

		総合火災	普通火災	普通火災Ⅱ	
1	火 災	○	○	○	消防活動、避難に必要な処置による損害も補償します。 
2	落 雷	○	○	○	落雷による衝撃によって建物、収容物（家財、設備、什器等）に損害が生じたとき 建物へのみの契約の場合は、収容物は補償の対象外です。 
3	破裂・爆発	○	○	○	ボイラの破裂やガス爆発などにより損害が生じたとき 凍結によるパイプ等の破裂は含みません。
4	水ぬれ	○	✕	✕	給排水設備の事故または他の戸室の事故により水濡れの損害が生じたとき
5	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突など	○	✕	✕	航空機の墜落や付属品の落下、車両の飛び込みなどで損害が生じたとき 
6	騒じょう・労働争議に伴う破壊行為等	○	✕	✕	デモやストライキなどの暴力行為もしくは破壊行為によって共済の対象に損害が生じたとき 
7	盗 難 	○	✕	✕	家財や設備・什器などが盗まれたり、盗難の際に建物、家財、設備・什器などが壊されたり、汚されたりしたとき ※建物へのみの契約の場合は、収容物は補償の対象外です。 ※貴金属・宝石などの明記物件は、1個または1組ごとに100万円を限度とします。 ※現金または預貯金証書の盗難についてもお支払いします。 ※商品は対象外です。
8	水 災 …床下浸水による損害は支払いの対象外です。 	○	✕	✕	台風、洪水、豪雨、高潮などによる損害が生じたとき 1 建物または家財等にそれぞれ共済価額の30%以上の損害が生じたとき $\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額(時価)}} \times 70\% = \text{水害共済金}$ 2 床上浸水または地盤面より45cmをこえる浸水により建物または家財等に損害が生じたとき $\text{共済金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{水害共済金}$ ※1回の事故につき1敷地内ごとに100万円 または損害の額のいずれか低い額を限度とします。
9	風災・ひょう災・雪災 …保険会社と支払方法が異なります。 門、塀、物置、車庫、看板等の付属物は除きます。 	○	○	✕	台風・せん風・暴風などの風災、ひょう災または豪雪、なだれなどの雪災により建物、家財等に20万円以上の損害が生じたとき $(\text{イ}) \text{ 損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額(時価)}} - 20\text{万円} = \text{損害共済金}$ (ロ) (イ) の計算で損害共済金が5万円または共済金額の1%を乗じて得た額のいずれか低い額に満たないときは共済金額の1%の額をお支払いします。 ※1回の事故につき1敷地内ごとに5万円を限度とします。

上記の補償にセットされる費用共済金について

		総合火災	普通火災	普通火災Ⅱ	
臨時費用……………	損害共済金が支払われる場合に、その30%を臨時の費用としてお支払いします。	1～6の事故の場合お支払いします。	1～3の事故の場合お支払いします。		1回の事故につき1敷地内ごとに住宅物件では100万円、非住宅物件では500万円を限度とします。
残存物取片付け費用…	残存物の取片付けに要した実費をお支払いします。	1～6の事故の場合お支払いします。	1～3の事故の場合お支払いします。		損害共済金の10%の範囲内に相当する額を限度とします。
失火見舞費用…………	他人の所有物に損害を与えたときにお支払いします。	1または3の事故の場合お支払いします。			20万円×被災世帯数 1回の事故につき共済金額の20%を限度とします。
傷害費用……………	共済金が支払われる場合に、契約者、親族、使用人に被害があったときにお支払いします。	1～8の事故の場合お支払いします。	1～3の事故の場合お支払いします。		●死亡・後遺障害（事故日から180日以内） 共済金額×30% ●重傷の場合（14日以上入院または30日以上医師の治療） 共済金額×2% ※住宅物件の場合は1回の事故につき1名ごとに1,000万円を限度とします。非住宅物件の場合は1回の事故につき1名ごとに1,000万円、1敷地内ごとに5,000万円を限度とします。
地震火災費用…………	地震、噴火などにより火災が発生し、右記の(イ)(ロ)(ハ)の損害を受けたときにお支払いします。 これは「地震保険」ではありません。	お支払いします。		対象外です。	(イ) 建物が半焼以上または損害の額が20%以上となったとき (ロ) 家財の場合は、収容する建物等が半焼以上または家財の損害の額が共済価額の80%以上となったとき (ハ) 設備・什器・商品・製品の場合は収容する建物が半焼以上となったとき 共済金額×支払割合(5%) ※1回の事故につき1敷地内ごとに300万円を限度とします。
修理付帯費用…………	損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いします。ただし、非住宅物件の場合のみです。	1～3の事故の場合お支払いします。			1回の事故につき1敷地内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額を限度とします。
損害防止費用…………	損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。	1～3の事故の場合お支払いします。			普通火災共済・普通火災共済Ⅱにご契約の非住宅物件の場合は、共済金額から損害共済金の額を差し引いた残額を限度とします。